

令和4年度

第9回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年12月20日（火）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
14)中山 喜作 15)岸本 光
(7)西嶋 芳幸 (9)藤川 和義
5. 議事録署名委員 1)井上 弘 4)大橋 徹
6. 現地確認 5)谷口 高史 6)長谷川 均 (7)西嶋 芳幸 (9)藤川 和義
7. 会議に附したる議案等
- 1) 開会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議事

第42号議案	農地法第3条の規定による許可について	4件
第43号議案	農地法第5条の規定による許可について	3件
第44号議案	非農地証明願いの承認について	3件
第45号議案	農地の現況転換等の確認について	1件
第46号議案	農業経営改善計画に関する意見について	2件
第47号議案	農用地利用集積計画の決定について	69件
 - 5) 報告

報告第21号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	1件
報告第22号	農地の貸借の合意解約通知について	20件
報告第23号	公共事業等による農地の転用について	1件
 - 6) その他
 - 7) 閉会

局長 ただいまから、令和4年度第9回加東市農業委員会総会12月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち14名で過半数に達しており、加東市農業委員会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。

なお、11番 山本委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、西嶋委員、藤川委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 ~國井会長あいさつ~

議長 それではただいまから、令和4年度第9回12月定例会を開催いたします。

本日の現地調査をしていただきました、谷口委員さん、長谷川委員さん、西嶋推進委員さん、藤川推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名委員に1番の井上委員と4番の大橋委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第42号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ~第42号議案を朗読~

議長 続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P1に申請地の位置図、P1～2に譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが遠方で耕作できないため、近隣で農地を耕作している譲受人に贈与することになり申請されました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。

番号2、資料P5に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、高齢になったので、徐々に後継者へ農業経営を譲っていくことにされ、農地を贈与するため申請されました。譲受人は現在も共に耕作されており、農地を適正に管理されています。

番号3、資料P6に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけており

ます。

譲渡人は、農地を相続されましたが遠方で管理できないため、地元の農業者である譲受人に売却することになり申請されました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。なお、これまで他の4名の方に利用権を設定されていましたが、この申請にあたり解約されています。

番号4、資料P8に申請地の位置図、P9に営農計画書をつけております。

譲渡人は、農業後継者がないため、農地を譲受人に贈与することになり申請されました。譲受人は、農地を所有していませんが、○○にある妻の実家の耕作をずっと手伝っておられるため、必要な農機具類も借りることができます。なお、申請地は別の方に貸し付けていましたが、譲渡にあたり合意解約されています。

これら4件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第42号議案の説明といたします。

議長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議長

意見がないようですので、採決いたします。

第42号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議長

はい、全員挙手にて、第42号議案については、原案のとおり許可することとします。

続きまして、第43号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第43号議案を朗読～

議長

この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、○○委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員

農地法第5条の現地調査の結果を報告します。

第43号議案、番号1の○○は、○○にあり、現場は田でありました。

続きまして、番号2の○○は、○○にあり、現場は畑でありました。

続きまして、番号3の○○は、○○にあり、現場は田でありました。

以上、報告を終わります。

議長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号1、資料P10に申請地の位置図、P11に計画平面図、P12に断面図をつけております。</p> <p>譲受人は○○で、現在、○○にはグラウンドが無いため、地域住民の交流促進の場として申請地を地域の公園、グラウンドに転用したいという申請です。申請地は地区の公民館の前に位置し、11月に農業振興地域の農用地から除外されました。土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号2、資料P13に申請地の位置図、P14に計画平面図をつけております。</p> <p>譲受人は申請地に隣接する宅地と住宅を譲渡人から購入しましたが、駐車スペースがないため、隣接する畠を駐車場用地として購入するため申請されました。申請地は集落内にある第2種農地で、農業振興地域の農用地外です。土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号3、資料P15に申請地の位置図、P16に計画平面図をつけております。</p> <p>譲受人は、住宅建築、不動産売買を行う法人で、申請地が○○にあり、学校に近く居住環境に恵まれているため、建売住宅4軒の用地として転用したいという申請です。申請地は、○○にある第3種農地で、農振農用地外で、土地改良区は決済済みです。</p>
	これら3件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。
	以上で、第43号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第43号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第44号議案「非農地証明願いの承認について」を議題と</p>

	します。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 44 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、○○委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	<p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 44 号議案、番号 1 の○○は、○○にあり、現場は山林でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の○○は、○○にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 3 の○○は、○○にあり、現場は山林でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1 と 2 は、申請人が同一ですので合わせて説明いたします。</p> <p>資料 P1 に位置図、P3~4 に現況写真をつけております。</p> <p>番号 1 は、申請人宅の南にある山の中にある、既に山林化して周りの山と一体化しており、農地パトロールで山林と判定した土地です。</p> <p>番号 2 は、住居を建て替えた昭和 54 年頃から前栽になっているということで、さきほど第 42 号議案で許可いただいた農地の贈与を受けるにあたり、地目が田であると判明した土地です。</p> <p>いずれも現況と登記地目を合わせるため、非農地証明を申請されました。東播土地改良区は区域外です。</p> <p>番号 3、資料 P6 に位置図、P7 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、住宅の裏にある小さな畠で、山際のため山林化しており、今回、第 42 号議案で許可いただいたとおり、相続人が農地を売却しようとして山林化していることを知り、地目と登記を合わせるため、非農地証明を申請されました。土地改良区は決済済みです。</p> <p>これら 3 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 44 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。

	第 44 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第 44 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 45 号議案「農地の現況転換等の確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 45 号議案を朗読～
議長	この件に関して、現地調査をお願いしておりますので、○○委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	現況転換等の現地調査の結果を報告します。 第 45 号議案、番号 1 の○○は、○○にあり、現場は田でありました。 以上、報告を終わります。
議長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	資料 P17 に位置図、P18 に計画図をつけております。 申請人は、申請地を水稻苗の育成田として利用していますが、苗の運搬作業の労力軽減化のため、運搬用軽トラックが出入りできるように、他の一部に幅 3.5m、長さ 47m、高さ 20 cm の盛土をして通路を作りたいという届出です。 この届出については、「加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱」に基づき提出されており、添付書類等は完備していますので、受理の要件を満たすものと考えます。
	以上で、第 45 号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 45 号議案「農地の現況転換等の確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員	～全員挙手～
議長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第 45 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第 46 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第 46 号議案を朗読～
議長	続きまして、内容の説明をお願いします。
農政課	<p>農業経営改善計画に係る申請が 2 件ありましたので、説明させていただきます。それでは資料の P19 をご覧ください。1 件目が、○○です。こちらは○○で、既に認定は取っておられまして、5 年に 1 回の更新というところで今回申請されています。(1) 営農類型といたしましては、現状は水稻と豆類をされておりまして、令和 8 年度の目標についても同じく水稻と豆類の生産を考えておられます。(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標といたしまして、現状の年間農業所得が 560 万円、令和 8 年度の目標が 1,062 万円、年間労働時間の現状が 2,500 時間、令和 8 年度の目標が 2,100 時間となっております。主たる農業従事者といたしましては、2 名となっておりまして、それぞれ下に 1 人当たりの年間農業所得、1 人当たりの年間労働時間を記載しております。それでは P20 をご覧ください。(3) 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について、(1) 生産といたしまして、現在の細目書に基づく品種を載せております。山田錦、きぬむすめ、黒大豆の実取り、黒大豆の枝豆を栽培されておりまして、令和 8 年度につきましては、水稻の拡大、他の作物については現状維持を考えておられます。次に、(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業といたしまして、みその加工をされています。現状を維持されて、令和 8 年度まで継続されるということで計画されています。(3) 農用地について、所有地といたしましては、現状が 25 a、目標も 25 a となっております。借入地といたしましては、現状が 1,724 a、目標が 1,969 a となっております。農業生産施設につきましては、農業用倉庫を 1 棟持っておられます。続いて、P21 をご覧ください。(4) 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、後継者や作業員不足で苦慮していること、また、生産方式を見直し、生産効率を上げる必要があるといった現状となっております。目標といたしまして、生産体制を見直し、生産コストを下げて収益向上に努めること、また、ドローン等によるスマート農法の活用を検討するということを目標としております。続いて、(5) 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、経営分析ができておらず、効率が悪いといった現状となっております。目標といたしまして、税理士による複式簿記の記帳により経営分析を行い、改善を図ること、また、経営改善の研修会へ参加することを目標としております。続いて、(6) 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、現状</p>

といったしまして、後継者不足及び高齢化により作業に支障が出ているといった現状となっております。目標といたしまして、組合に参加できるのは組合員だけとなっており、組合員になるためには農地を持っている必要がありますが、組合員を確保するため準組合員というのを運営規定に加えて、作業員を確保することとしております。続いて、⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、作業体系の見直し、目標といたしまして、新規農法の活用及びスマート農法の活用で改善すること、また、各種助成制度、制度資金などの効果的な活用により、農業経営の改善を図ることを目標としております。下に参考として構成員、P22に機械の取得計画の一覧を記載しておりますが、この5年間では更新はない予定です。続いて、P23に農業経営改善計画に係る収支計画を記載しております。過去3ヶ年の実績、また、その平均と令和4年度から令和8年度までの5年間の収支計画を過去3ヶ年の平均から算出しております。まず、売上高合計といたしまして、収入に係る部分で、山田錦の拡大というのを考えておられます。こちらは、〇〇で耕作できなくなつた農地を積極的に預かり、拡大していく予定となっております。きぬむすめ、黒大豆の実取り、黒大豆の枝豆については、現状を維持していく計画しております。その他の作業受託につきましては、草刈りと味噌の加工というところで、単価800円で、生産量を約170kg上げられている計画となっております。また、補助金といたしましては、水田活用補助金を計画的に活用していくということで計画を立てられております。続いて、売上原価といたしまして、費用に係る部分で、人件費や減価償却費の他、資材費や肥料費、種代などを計上しております。こちらは、過去3ヶ年の平均から面積に応じて令和8年度までの計画を立てられております。売上高から売上原価を引いたものが売上総利益となっております。また、販売費、一般管理費といたしまして、役員報酬の他、販売に係る委託経費や光熱水費などを記載しております、売上総利益から販売費を引いたものが営業利益となっております。また、営業外利益につきましては、所得補償金や奨励金、コロナ対策金などで上がっておりまます。こちらも合わせまして、税引前の当期純利益が1,014万2千円で計上されておりまして、年間農業従事員数の2名で割ることで、1人当たりの年間農業所得が531万円というところで、加東市の認定基準であります450万円をクリアしている計画となっております。

続いて、P24〇〇の農業経営改善計画についてご説明させていただきます。〇〇につきましては、元々〇〇という方が認定を取られて、〇〇で耕作をしておりましたが、前年度に法人化され、経営を息子に引き継いだため、今回、新たに計画を上げられております。(1)営農類型につきましては、水稻や露地野菜、季節野菜などの複合経営をされております。目標の令和8年についても同一のものを継続されるというところで計画されております。(2)農業経営の現状及びその改善に関する目標について、年間所得の現状が956万円、目標の令和8年度が1,407万円、年間労働時間の現状が4,100時間、令和8年度の目標が3,600時間となっております。主たる農業従事者の人数は2人となっておりまして、1人当たりの年間所得、

年間労働時間を下の欄に記載しております。次に、P25をお開きください。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について、(1)生産といたしまして、山田錦、コシヒカリ、イチゴ、その他野菜を生産されておりまして、全て令和8年度に拡大していくという計画を立てられております。(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業といたしまして、イチゴの加工品を計画しております。令和5年度から開始するというところで、令和8年度には100万円の所得を目指すという計画になっております。(3)農用地及び農業生産施設について、農用地につきましては、所有地、借入地それぞれの農用地を記載しております。農業生産施設といたしまして、ビニールハウス2棟の他、イチゴの加工場を現在建設中というところで、イチゴの加工場を令和8年度に1棟としております。続いて、P26をご覧ください。

③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、農業者の高齢化による農地の集積が増えていること、また、耕起作業などの軽減が必要になっていること、また、化学肥料を中心とした高騰により生産方式の変更を検討していく必要があるということ、また、蔵元からの要望もあり、有機JASの検討をしているといった現状となっております。目標といたしまして、農地を積極的に受け入れ集積・集約化を図っていくこと、スマート化機械の導入による効率化を図ること、元肥に堆肥ケイフンを散布し、有機物肥料を中心とした持続性の高い農業生産方式に取り組むこと、令和4年度につきましては、特別栽培農産物を270aにすること、また、有機農業JASの取得を目指し検討・研究を始めること、イチゴについてはストーブを導入し、温度管理を図ることで生産量を上げることを目標しております。

④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、令和4年2月に法人化し、経営の効率化を目指しているが、進んでいないといった現状となっております。目標につきまして、会計処理は税理士に依頼しておりますが、定期的に経営内容の検討会を実施していくこと、また、年、月、週等の作業目標等の計画設定を行い、効率的に作業に取り組むこと、また、GAP取得を目標に日々改善を行うこと、農産物の加工品の製造・販売にも着手し、経営の一助にすることを目標しております。

⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、日々の作業に追われ、休日などが取得できていない状況と、常時雇用につきましては休日を確保しているといった現状となっております。目標といたしまして、人材確保に向け、就業規則などを整備すること、また、多様な人材の育成、定着に向けた取り組みを行うことを目標しております。

⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、作業場が手狭になっているので、倉庫の新設を検討しております。目標といたしまして、土地の取得、建物建設など多額な資金が必要なため、制度資金の借入れが必要であり、令和6年から8年で1,500万から2,000万程度の資金が必要になること、また、各種助成制度、制度資金などの効果的な活用により経営改善を図ることを目標しております。下に参考として経営の構成や雇用を記載しております。続いて、P27をご覧ください。こちらに関しましては、令和8年度までの取得、更新される機械を記載しており

ます。続いて、P28をお開きください。収支計画といたしまして、過去3ヶ年の実績、また、令和4年から令和8年度までの5年間の計画を記載しております。売上高合計といたしまして、収入に関わる部分で、山田錦、コシヒカリ、イチゴ、その他野菜などの拡大を考えております。農地につきましては、貸付希望者が多数いることから、今後も増えていく見込みとなっております。その他野菜につきましては、山の芋やメロン、スイカ、また、ハウスでホウレンソウやカブ、大根などの栽培をされております。その他の作業受託といたしましては、田植え、稲刈り、乾燥調製などの作業受託を受けております。また、加工品につきましては、イチゴのジャムやイチゴのクッキーなどを作る予定で計画されております。続いて、売上原価につきまして、人件費や減価償却の他、資材費や肥料費、種代などを記載しております。また、売上総利益につきましては、売上高合計から売上原価を引いたものとなっております。また、販売費や一般管理費といたしまして、主に役員報酬というところで費用を上げられておりまして、その他販売にかかる費用を記載しております。売上総利益から販売費、一般管理費を引いたものが営業利益となっております。営業利益の方に役員報酬を足しまして、農業所得といたしまして、1,307万円、年間農業従事役員数が2名で、こちらを2で割りまして、1人当たりの農業所得といたしまして、653万5千円というところで、加東市の認定基準である450万円をクリアする計画としております。説明は以上になります。

議長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第46号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ~全員挙手~

議長 はい、全員挙手にて、第46号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第47号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ~第47号議案を朗読~

議長 続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 P7の1番からP8の9番までは、賃貸借権の新規設定です。次の10番か

ら P9 の 21 番までは、賃貸借権の更新です。続いて、22 番から P10 の 30 番までは、使用貸借権の新規設定です。次の 31 番から P12 の 41 番までが使用貸借権の更新です。次の P13 の 42 番から P19 の 69 番までは、ひょうご農林機構が中間管理権を設定し、それぞれ担い手に貸し付けるものです。全体が、P6 の集計表です。賃貸借権の設定は 21 件、40 筆、71,517 m²、使用貸借権の設定が 48 件、151 筆、203,586 m²で、その内、28 件、96 筆、121,830 m²が中間管理事業によるものです。合計 69 件、191 筆、275,103 m²に利用権が設定され、12 月 28 日に公告される予定です。

以上で、第 47 号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第 47 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ~全員挙手~

議長 はい、全員挙手にて、第 47 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、報告事項に入ります。報告第 21 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局 ~報告第 21 号を朗読~

議長 続いて、内容の説明をお願いします。

事務局 番号 1、資料 P29 に位置図をつけております。
農地を、一般住宅用地にするための届出を受理しました。

この届出については、添付書類等完備していましたので、専決処理により、11 月 22 日付で受理通知書を交付しました。

以上で、報告第 21 号の説明といたします。

議長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第 22 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。

事務局	～報告第 22 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>P21 の 1 番から、次のページの 13 番までは、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は、借人を変更する予定です。14 番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は第 42 号議案で許可いただいたとおり贈与されます。15 番と 16 番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は第 47 号議案で承認いただいたとおり中間管理機構に貸し付けされます。</p> <p>P23 の 17 番から 20 番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は、第 42 号議案で許可いただいたとおり、譲渡されます。</p>
	以上で、報告第 22 号の説明といたします。
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>続きまして、報告第 23 号「公共事業等による農地の転用について」を事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	～報告第 23 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>国や県が、農地を転用する場合は許可不要ですが、農業委員会へ報告いただくことになっています。</p> <p>今回は、〇〇に伴う事業用地のため、令和 5 年 1 月末まで農地を一時転用し借用するものです。</p>
	以上で、報告第 23 号の説明といたします。
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p>
	以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。
事務局	事務局から何点かご連絡をさせていただきます。一点目にお手元に農地貸付等希望申出書をお配りしております。第 2 回の農地パトロールで指導文書を送らせていただいた分になります。〇〇のすぐ目の前あたりにある農地で、所有者は、〇〇という方です。かなり荒れている状態で

すが、12月にシルバー人材センターにお願いされて、ちょうど草刈をしているところです。所有者自身は、農地の場所も知らないし、管理もできないので、草刈が終わったら、借りてもいいという方がいれば、貸したいということで、希望が出てきましたので、お配りさせていただいております。近くの方などにお声掛けいただきて、借りてもいいという方がいれば、ご連絡いただければと思います。

次に、農地パトロールで調査した遊休農地の面積等は、現在、精査中ですので、来月あたりには速報値ということで報告させていただく予定にしておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

次に、毎月のことですが、活動記録カードの提出をよろしくお願ひします。

最後に、去年の今頃に○○という方から農地の貸付等希望申出書が出ておりました。今回、荒れている箇所に対する除草について、県の方から補助金が出るような見込みになりましたが、農地の中に物置を置いておられまして、それを除けないと補助の対象にならないという状況です。物置の中身は整理されていますが、物置自体は、使わないし、処分も難しいので、誰かにもらってほしいと言われておりますし、高さが2m程度ある物置ですが、欲しいという方や引き取ってくれるような業者があれば、お声掛けいただければと思います。よろしくお願ひします。事務局からは以上です。

何かご意見はございませんか。

議長

～質問なし～

各委員

本日はありがとうございました。

議長

これをもちまして、令和4年度第9回総会12月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議長

國井 久明

議事録署名委員

井上 弘

議事録署名委員

大橋 徹